

内閣参質二〇八第七二号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員羽田次郎君提出アフガニスタン退避者への政府の人道的支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員羽田次郎君提出アフガニスタン退避者への政府の人道的支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和四年六月三日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「ウクライナの避難民に対する我が国の対応、これは国際秩序の根幹を揺るがすロシアの侵略による危機的状況を踏まえた緊急措置として、政府全体として取り組んでいるものです。そのため、現在のウクライナの方々への対応とそれ以外の方々への対応、これ一概に比較できるものではないとは思っております」と答弁しているとおりである。

二及び三について

我が国に退避した在アフガニスタン日本国大使館及び独立行政法人国際協力機構の事務所の現地職員並びにそれらの家族（以下「現地職員等」という。）等について、外務省との間で行った個別のやり取りを明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。いずれにせよ、現地職員等を含む我が国に退避したアフガニスタン人に対しては、個々の事情を考慮しつつ、引き続き政府として可能な支援を行い、適切に対応していく所存である。